

釧路市障がい者自立支援協議会設置要綱

(設置)

第1条

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成24年法律第51号。以下「法」という。)第89条の3第2項に基づき、地域における障害福祉の関係者による連携を図り支援体制について、情報の共有と協議を行い、障がい者の自立を促進するため釧路市障がい者自立支援協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次の掲げる事項を所掌する。

- (1)関係機関によるネットワークに関すること。
- (2)釧路市障がい者福祉計画(はーとふるプラン)及び釧路市障害福祉計画の検証に関すること。
- (3)相談支援に関すること。
- (4)個別ケース検討会及び個別支援計画等に関すること。
- (5)障害福祉サービスに関すること。
- (6)障がい者の就労に関すること。
- (7)障がい者の生活に関すること。
- (8)権利擁護に関すること。
- (9)障害児に関すること。
- (10)その他、障がい者の自立と社会参加に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、全体会、運営会、定例会及び専門部会によって組織する。

- 2 全体会は、運営会において協議された事項及びその他協議会の設置目的を達成するのに必要な事項を協議する。
- 3 運営会は、専門部会で協議された事項と定例会の調整を図るとともに、その他関係者による連携及び支援体制の推進に必要な事項を協議する。
- 4 定例会は、専門部会員全体の情報の共有を図るとともに、その他関係者による連携及び支援体制に必要な事項を推進する。
- 5 専門部会は、釧路市障がい者福祉計画(はーとふるプラン)の体系に対応し、相談支援部会、雇用就労部会、生活支援部会、権利擁護部会、教育・療育部会からなり、関係者による連携及び支援体制の推進に必要な事項について、情報の共有及び協議を行う。

(全体会)

第4条 全体会は、35人以内をもって組織する。

2 全体会の委員は、次に掲げるもののうち市長が必要と認めるものから組織する。

- (1)相談支援事業者
- (2)障害福祉サービス事業者
- (3)保健・医療関係者
- (4)教育関係機関に所属する者
- (5)企業関係者
- (6)障害者関係団体に所属する者
- (7)障がい当事者
- (8)学識経験者
- (9)関係行政機関
- (10)前9号に掲げるものの他、市長が認める者

3 委員の任期は、2年とし補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

第5条 全体会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は会務を総括し、会議の議長となる。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する副会長がその職務を代理する。

4 会長及び副会長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

第6条 全体会は、会長が招集する。

(運営会)

第7条 運営会の委員は、専門部会の部会長及び副部会長から組織する。

2 運営会に運営会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

3 運営会は、運営会長が招集する。

4 運営会長に事故があるとき、又は運営会長が欠けたときは、あらかじめ運営会長が指名する副運営会長がその職務を代理する。

5 運営会長及び副運営会長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(定例会)

第8条 定例会は、専門部会員から組織する。

2 定例会に議長を置き、専門部会長より互選によってこれを定める。ただし運営会長を除く。

- 3 定例会は、議長が招集する。
- 4 定例会議長に事故があるとき、又は定例会議長が欠けたときは、あらかじめ定例会議長が指名する副定例会議長がその職務を代理する。
- 5 定例会議長及び副議長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(専門部会)

- 第9条 専門部会員は、第4条2項各号に所属するもののうちから組織する。
- 2 専門部会員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
 - 3 各専門部会に部会長及び副部会長を置き、各専門部会員より互選によってこれを定める。
 - 4 専門部会は部会長が随時招集する。
 - 5 部会長及び副部会長の任期は、2年間とする。ただし、再任を妨げない。

(秘密保持)

- 第10条 協議会の全体会、運営会、定例会、専門部会の委員は、障がい者の個人情報の保護に十分留意し、その職務に関して知ることのできた情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

- 第11条 協議会の庶務は、福祉部障がい福祉課において行う。ただし、庶務の一部を委託し、福祉部障がい福祉課と協働で行うことができる。

(委任)

- 第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、全体会に諮って定める。

附則

(施行期日)

1. この要綱は、平成24年4月1日より施行する。
2. 平成25年4月1日 一部改正
3. 令和2年4月1日 一部改正